

塩尻市森林整備計画 変更計画書

(令和6年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

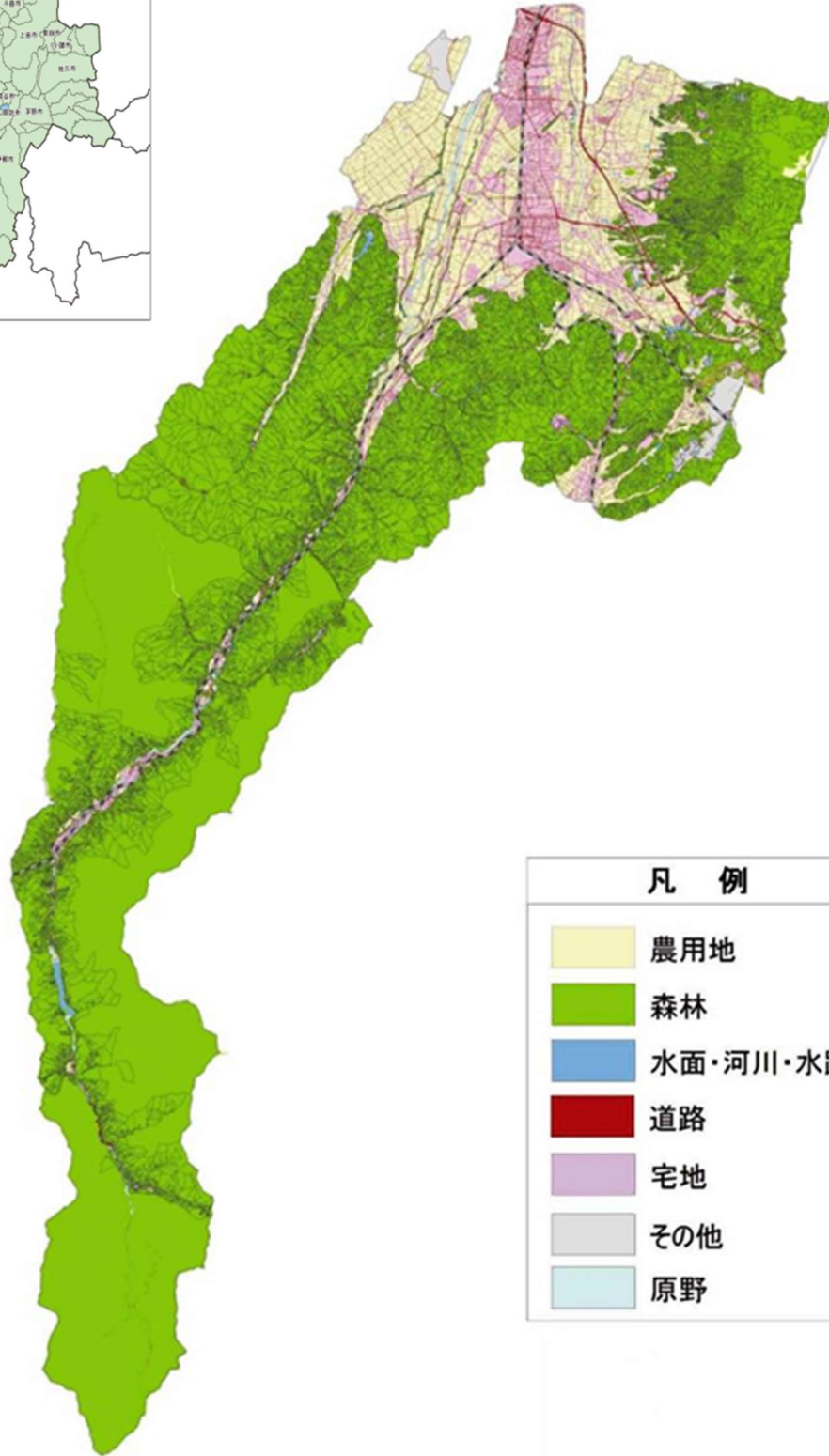
長野県
塩尻市

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、塩尻市森林整備計画を変更する。
なお、塩尻市森林整備計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 公益的機能別施業森林の機能区分及び施業種の変更
- ② 特に効率的な施業が可能な森林の区域を追加
- ③ 基幹路網の整備計画の変更

塩尻市全図



凡 例

- | | |
|--|----------|
|  | 農用地 |
|  | 森林 |
|  | 水面・河川・水路 |
|  | 道路 |
|  | 宅地 |
|  | その他 |
|  | 原野 |

目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	13
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	15
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	16
1 樹種別の立木の標準伐期齢	16
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	16
3 その他	19
第2 造林	19
1 人工造林	19
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	21
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	24
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	28
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	28
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	28
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	30

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	32
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	32
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	38
(1)区域の設定	
(2)森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	46
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	46
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	46
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	46
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	46
第6 森林施業の共同化の促進	47
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	47
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	47
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	47
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	48
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	48
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	48
3 作業路網の整備	48
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
第8 その他	53
1 林業に従事する者の養成及び確保	53
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	53
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	53
Ⅲ 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	54
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	54
(1)区域の設定	
(2)鳥獣害の防止方法	

2 その他	54
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	56
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	56
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	56
3 林野火災の予防の方法	56
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	57
5 その他必要な事項	57
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	58
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	58
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	58
V その他森林の整備に必要な事項	
1 森林経営計画の作成	59
2 生活環境の整備	61
3 森林整備を通じた地域振興	61
4 森林の総合利用の推進	61
5 住民参加による森林の整備	61
6 森林経営管理制度に基づく事業	61
7 その他	61
【計画策定の経過】	62
VI 参考資料	
1 人口及び就業構造	63
2 土地利用	64
3 保有山林面積規模別林家数	64
4 産業別総生産額	64
5 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	64

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位 置 （塩尻市役所）

東経 137° 57′ 11.90472" 北緯 36° 06′ 53.31911" 海拔 713m

◇面 積

289.98km²（東西 17.7km、南北 37.8km、周囲 114.6km）

◇土地の地目別面積（ながの県勢要覧 令和元年版：2019年）

田	畑	宅地	山林	原野	その他
11.14k m ²	22.82k m ²	13.92k m ²	154.29k m ²	10.10k m ²	77.71k m ²

◇気 象（令和2年中、塩尻消防署）

気温			年間総降水量	風速平均	湿度平均
平均	最高	最低			
12.4 ℃	35.8 ℃	−9.6 ℃	1069.0 mm	3.0 m/s	67.5%

◇地形・地質

本市は松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下し、塩尻峠と善知鳥峠、鳥居峠は、太平洋と日本海への分水嶺となっています。塩尻市内を貫流する奈良井川は、日本一の大河信濃川の最上流にあたります。市境の鳥居峠、権兵衛峠を隔てた向こう側は、それぞれ太平洋へ注ぐ木曽川と天竜川という日本を代表する長流で本市は、日本の背骨‘大分水嶺’に位置しています。

気候は、比較的寒い内陸性の気候で年間を通じて晴天日が多く、湿度が低いため空気が澄んでいます。

地形は扇状地形で、隣接市町村は、東は岡谷市・辰野町、西は朝日村・木祖村、南は伊那市・木曽町、北は松本市となっています。西に北アルプス・鉢盛連峰、東に東山・高ボッチ山、南に木曽山脈や中央アルプスが連なり、それらの山並みを背景に田園風景が広がる、清浄な水と緑に囲まれた歴史あるふるさとです。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本市は市域面積 28,998ha の 75%にあたる 21,830ha が森林であり、国有林を除いた民有林の面積は 15,832ha で森林面積のうち 73%を占めています。

この民有林面積のうち 60%が人工林で、残りの 40%が天然生林です。天然生林は広葉

樹が主ですが、針葉樹の多くはアカマツです。樹種別では、アカマツが約 30%、カラマツが約 33%でこの二つの樹種で市の民有林面積の約 6 割を占めています。蓄積では全体の 320 万 m³のうち約 230 万 m³をアカマツ・カラマツが占めています。

現在、平成 27 年 4 月に、信州 F・Power プロジェクトによる大型製材工場が稼働し、令和 2 年 10 月からは木質バイオマス発電所が稼働するなど、地域の既存木材関連産業とも連携した積極的な木材利用が期待されます。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面 積	9,397	58	9,455	1,966	4,153	258	6,377	11,363	4,211	258	15,832
	蓄 積	2,258,624	4,129	2,262,753	461,923	471,405		933,328	2,720,547	475,534		3,196,081
国 有 林	面 積	3,788	36	3,824	1,376	616	181	2,173	5,164	652	181	5,997
	蓄 積	894,163	116,377	1,010,540	280,487	116,832		397,319	1,174,650	233,209		1,407,859
合 計	面 積	13,185	94	13,279	3,342	4,769	439	8,550	16,527	4,863	439	21,830
	蓄 積	3,152,787	120,506	3,273,293	742,410	588,237		1,330,647	3,895,197	708,743		4,603,940

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

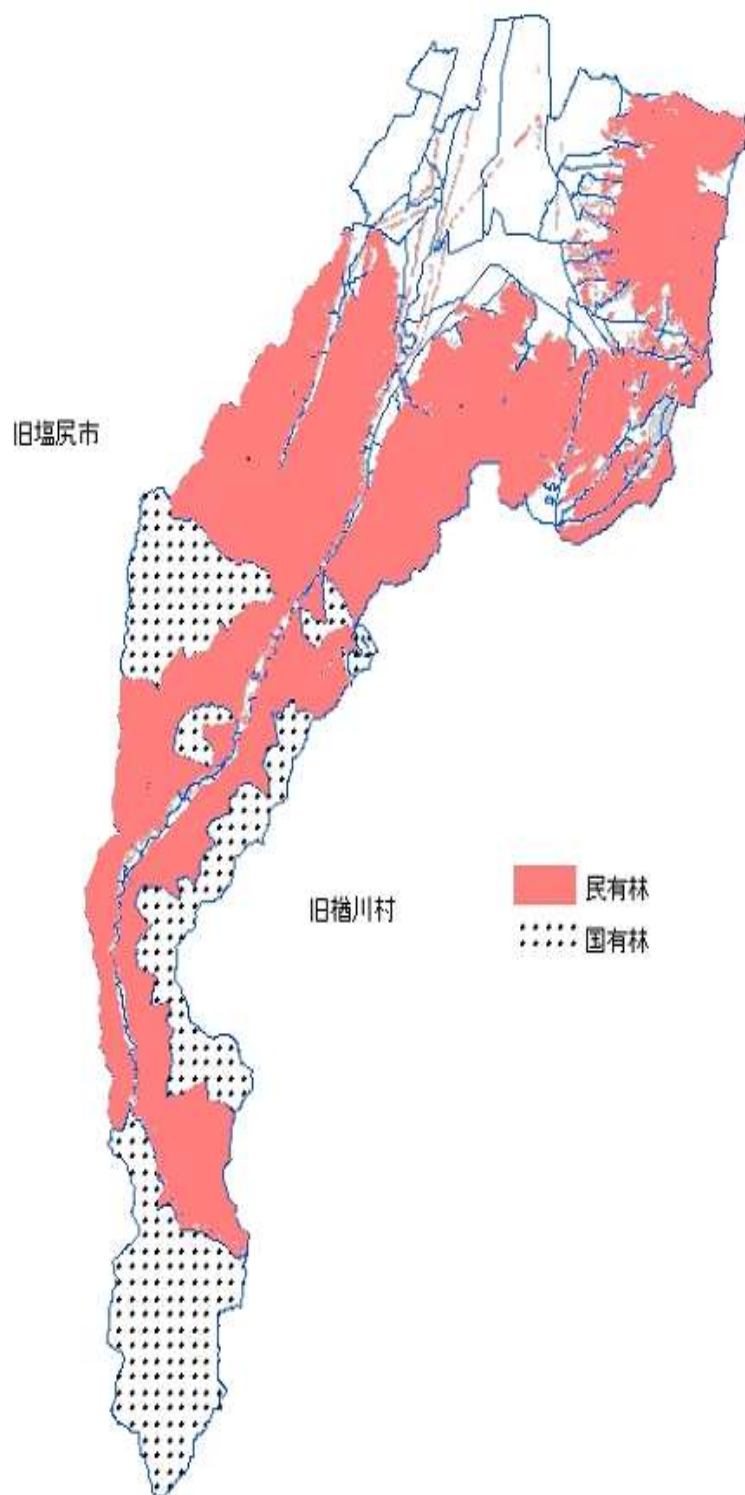
民有林の人工林割合 面積 60% 蓄積 71%

【民有林の樹種別構成表】

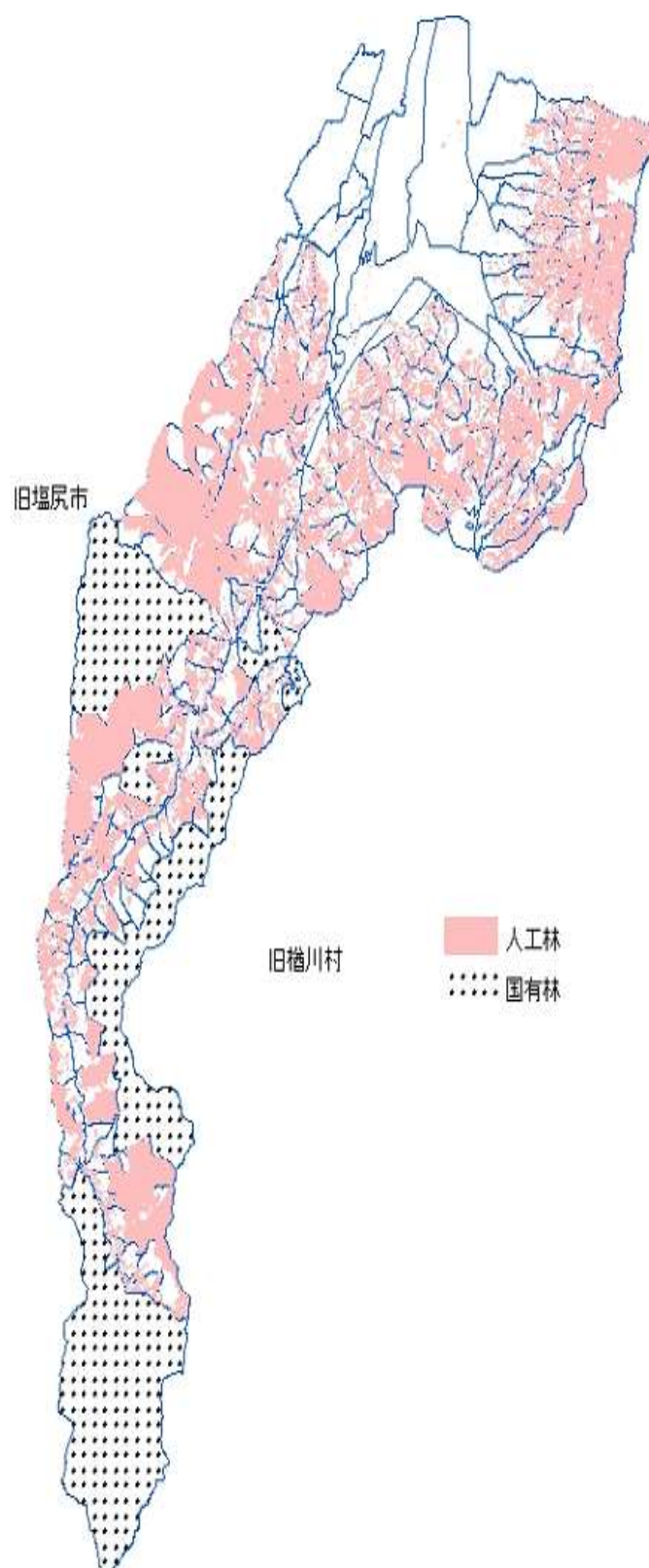
樹種	面積 (ha)			蓄積 (m ³)		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	4,597.94	29.5%	17%	1,000,854	31.3%	21%
カラマツ	5,113.98	32.9%	23%	1,301,102	40.7%	32%
スギ	579.58	3.7%	7%	247,352	7.7%	15%
ヒノキ	841.97	5.4%	3%	137,374	4.3%	3%
その他針	229.45	1.5%	2%	33,865	1.1%	1%
広葉樹	4,210.32	27%	48%	475,534	14.9%	28%
計	15,573.24	100%	—	3,196,081	100%	—

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

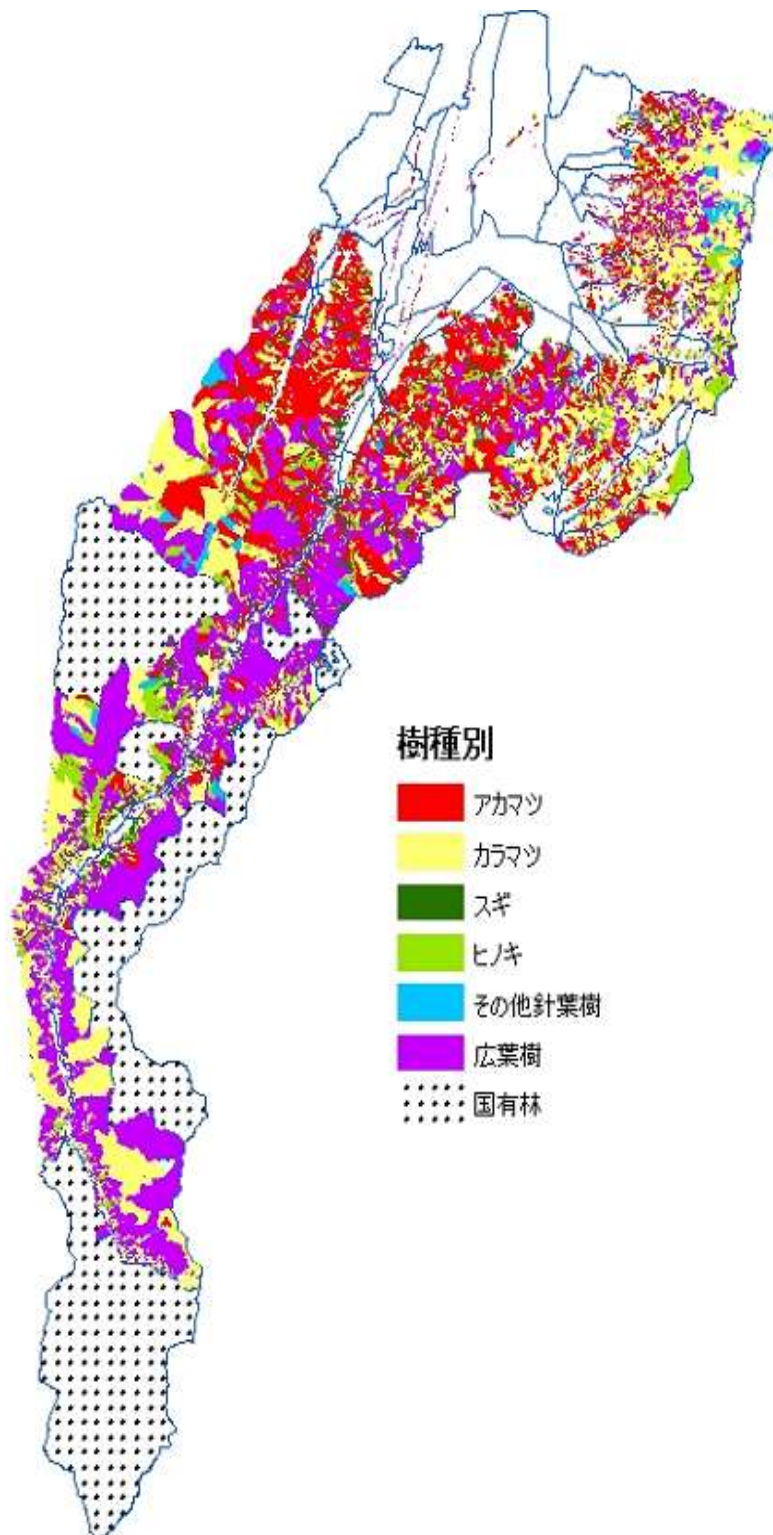
【民有林分布図】



【人工林分布図】



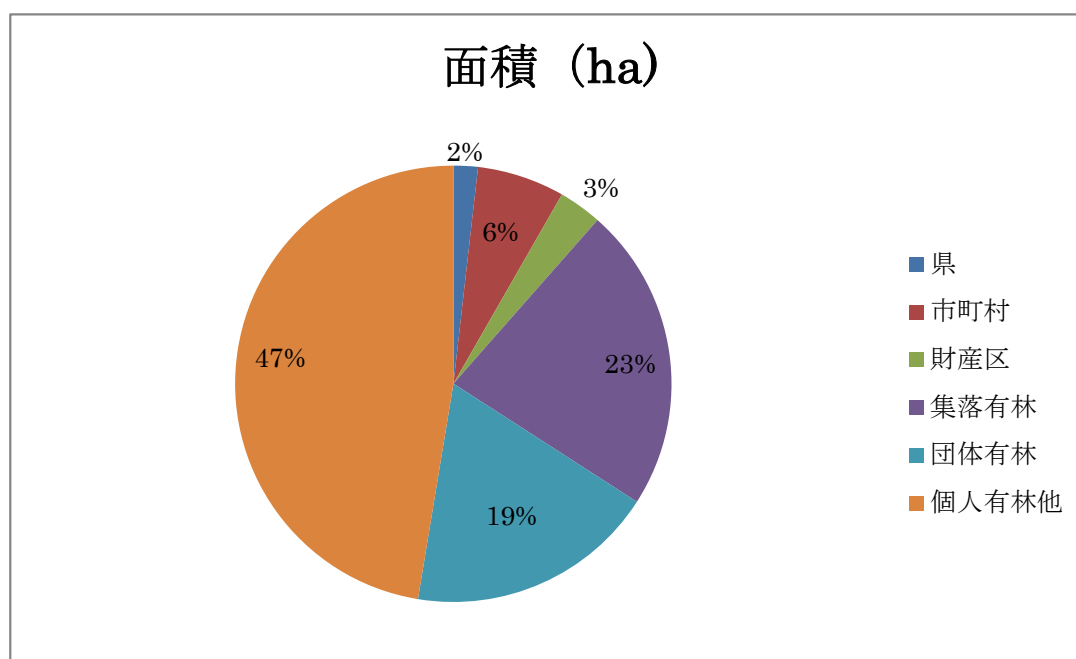
【樹種別図】



② 森林の所有形態

民有林 15,832ha のうち、1,814ha の公有林を除いた 14,018ha が私有林であり、そのほとんどが 1ha 未満の小規模な個人所有林となっています。

特に集落や農地周辺の森林を含む、いわゆる里山地域ではそれぞれの森林所有者が極めて小さな面積の森林を分散して所有している傾向があります。



【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
			割合		割合
公有林	県	280.01ha	1.8%	49,197m ³	1.5%
	市町村	1,029.61ha	6.5%	209,103m ³	6.6%
	財産区	503.95ha	3.2%	96,242m ³	3%
	計	1,813.57ha	11.5%	354,542m ³	11.1%
私有林	集落所有林	3,581.03ha	22.6%	720,084m ³	22.5%
	団体所有林	2,936.05ha	18.5%	515,808m ³	16.1%
	個人所有林	7,501.07ha	47.4%	1,605,647m ³	50.3%
	計	14,018.15ha	88.5%	2,841,539m ³	88.8%
合 計		15,831.72ha	100%	3,196,081m ³	100%

③ 林業労働の現状

本市では、森林の多面的機能の維持や木材生産性の向上を図るため、主に松本広域森林組合（筑南支所）、木曽森林組合が森林経営計画に基づき、搬出間伐や作業道開設等の整備を実施しています。また、市内の財産区や林野組合等は各団体有林において、除伐や下刈り、間伐等を計画的に実施し、山のお宝ステーションに間伐材を持ち込むなど、自伐林家の育成や地域活性化に繋がる取り組みを行っています。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	2	98	98	松本広域森林組合、木 曽森林組合
会社	5	22	22	(有)住岡産業、松本建設 (有)、(有)川上組、(株)幸成 建設、(株)秀健
任意団体	1	6	6	一期会森林整備部会
合 計	8	126	126	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器					
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック		2			2
グラップルクレーン	5	1			6
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ	2				2
グラップルソー					
ハーベスタ	2				2
フォワーダ	4				4
タワーヤーダ	1				1
スイングヤーダ	2				2
合 計	16	3	0	0	19

④ 林内路網の整備状況

当市では、56 路線の林道、33 路線の作業道が開設されています。

【路網整備状況(平成元年度末)】

区 分		路 線 数	延 長		密 度
			うち舗装		
基幹路網	公 道	2,526 路線	895.6km	771.2km	66.0m/ha
	林 道	56 路線	83.1km	5.1km	5.4m/ha
	林業専用道	0 路線	0km	0km	0m/ha
	計	2,582 路線	978.7km	776.3km	33.7m/ha
森林作業道		33 路線	47.0km	0km	3.0m/ha
合計		2,615 路線	1,025.7km	776.3km	35.3m/ha

⑤ 保安林の配備、治山事業の実施状況

公益的機能の確保のため、約 5,191ha、民有林の 32.8%が保安林に指定されています。なかでも水源かん養保安林がもっとも広く指定されており、保安林面積の約 66%を占めます。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	3,438.31ha	21.7%
土砂流出防備保安林	1,719.89ha	10.9%
土砂崩壊防備保安林	2.97ha	0.0%
風害防備保安林	0.00ha	0.0%
水害防備保安林	0.00ha	0.0%
干害防備保安林	28.57ha	0.2%
落石防止保安林	1.05ha	0.0%
風致保安林	0.00ha	0.0%
保健保安林	(78.88ha)	(0.5%)
合 計	重複控除合計※5,190.79ha	32.8%

※ 水源かん養保安林と保健保安林の重複箇所が 78.88ha 存在する。

⑥ 地域の取り組み状況

【山のお宝ステーション事業】

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、市民の皆さんが地域の森林・林業の大切さや必要性を理解するとともに、意識の高揚を図り、地域住民が一体となって未来

の子供たちに再生可能な森林資源を繋ぐことが重要な課題であります。

そこで、従来から実施している林業事業体による大規模な森林整備とは別に、誰もが気軽に林業に取り組める仕組みづくりとして、本市では平成26年9月より「山のお宝ステーション」を開設し、個人や財産区などの皆さんに活用していただいています。（令和2年3月時点：事業登録者151名。令和元年度：持込材積量約273.6 m³）

本事業は、少しでも山側に利益還元できる仕組みとして、森林整備により間伐された材をステーションで買い取ります。持ち込まれた間伐材は薪に製造し、薪ストーブ会社や一般市民などへ販売しています。

この事業は、小さな取り組みではありますが、「自分たちの山は自分たちで守り、そして未来へ繋げる」という民意を高め、身近な森林資源を有効に利活用できる仕組みを作り、伐採から出荷までを家族経営的に行う「自伐林家」の育成、地域の活性化、そして林業再生を図り、塩尻市の豊かな森林づくりを目指していきたいと考えています。



【塩尻市森林公社の設立】

本市では、塩尻市森林ビジョンの理念を「森に親しみ、森を活かすまち しおじり」とし、市の貴重な森林資源を活用することで、市民生活に新たな価値や魅力を創出し、都市の農山村地域の交流と循環による持続可能な田園都市の形成を図っています。森林ビジョンの理念実現に向けた取り組みの3つの柱として、「森林管理」、「森林教育」、「木質バイオマス」を定め、重点的に取り組みを推進します。

本ビジョンの実現のためには、川上から川下まで、森林所有者をはじめ、市、林業事業体等の森林・木材に関わるステークホルダーが一体となって取り組みを推進する必要があります。そこで本市では、平成29年4月から一般社団法人塩尻市森林公社を設置し、森林公社が各主体の連携を促すとともに、理念実現に向けた各取り組みを中心となって推進します。各取り組みの内容は次のとおりです。

1 森林管理

森林の持つ多面的機能を高度に発揮させ、子孫につなぐ豊かな森林環境を創出するため、森林整備を推進します。具体的には、市GISにおける森林情報の整備、森林経営計画の策定、林業事業体の支援、ゾーニングに基づく森林の活用施策の実現等です。

2 森林教育

次世代を見据えた森づくりを伝える森林教育を推進するとともに、多様な「森林と市民

の交わり」の場を提供し、幼児から高齢者の誰もが森林と親しめるような、市民と森林の豊かな関係性を構築します。具体的には、木育の推進、自伐林家の育成・支援等です。

3 木質バイオマス

地域資源である木質バイオマスの市民による活用を推進することで、市民の暮らしの中に森林との接点を形成し、新たな森林の魅力を創出することで、市民の森林への愛着を高めるとともに、森林の活性化を図ります。具体的には、山のお宝ステーション事業の推進、薪ストーブの普及、合法木材・FIT認証機関の認定取得等です。



塩尻市森林公社と松本広域森林組合筑南支所が入る
森林利活用総合拠点施設

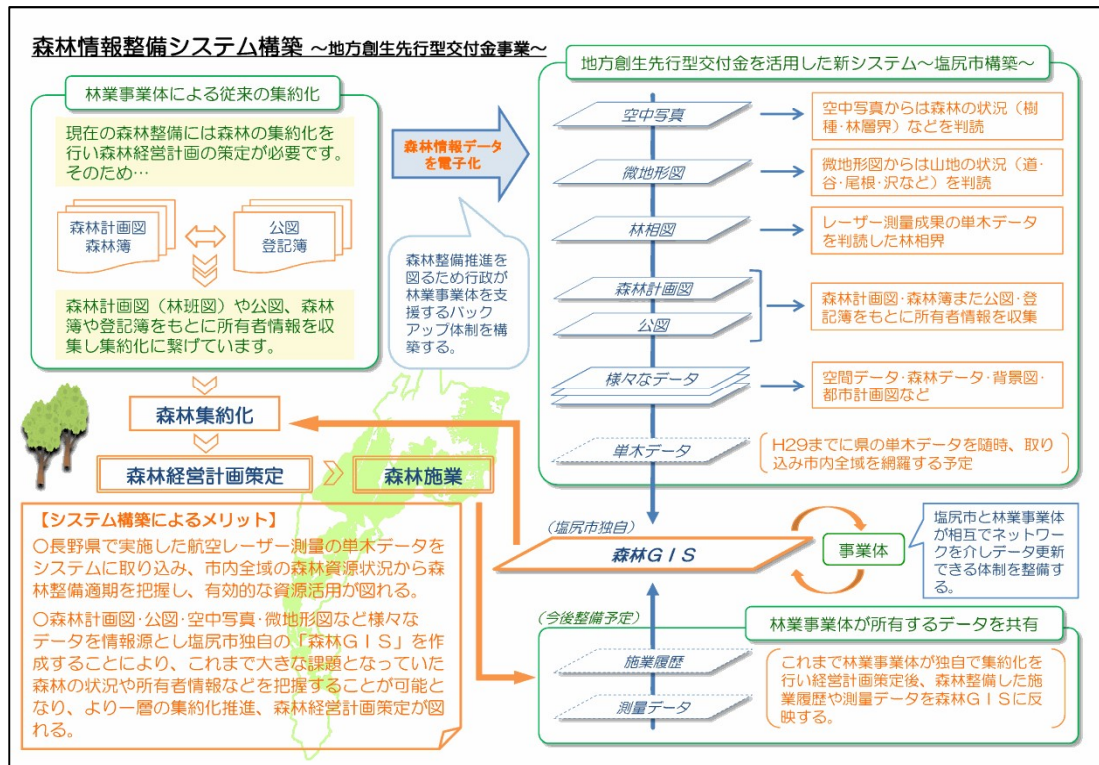
【森林情報整備システム構築】

本市では平成27年度から、内閣府の地方創生先行型交付金等を活用した「森林情報整備システム」の構築に取り組んでいます。

平成24年の森林法の改正に伴い現在、実施している森林整備は、森林経営計画に基づく施業が主流となる一方で、計画策定に向けた森林所有者の拾い出しから境界確定などの集約化、また委託契約締結についての承諾取得が最大の課題となっています。

そこで、森林基本図や公図、航空写真や微地形図など様々なデータを活用し本市独自の森林境界図（仮称）を作成するとともに、所有者情報を電子化するなど一元的に管理できる新たなシステムの構築に向けて取り組んでいるところであります。また、県の航空レーザー測量における解析データを活用することにより、立木情報を含めた森林資源の把握が可能となります。

将来的には、このような情報を森林事業体と共有することでより一層、森林の集約化や経営計画策定、森林整備の進捗が図られ、塩尻市の森林・林業再生に期待できます。



【木育の推進】

全国で「木育」を推進する中、本市では平成23年に、市と商工会議所、企業、市民の皆さんからなる「木育フェスティバル実行委員会」を立ち上げ、毎年、木の文化を楽しみながら学べるイベントを開催しています。また、平成25年9月に「塩尻市ウッドスタート」宣言をし、平成27年8月から誕生祝い品として木のおもちゃを新生児に進呈するなど、木とふれあい、木に学び、木と共に育つことを理念とした木育に関する取り組みが広がっています。

また、平成28年3月11日には第3回全国木育サミットが塩尻市で開催されるなど、木のぬくもりを感じながら暮らしていける「選ばれ続ける田園都市」を目指し、木育を推進していきます。

(3) 森林・林業の課題

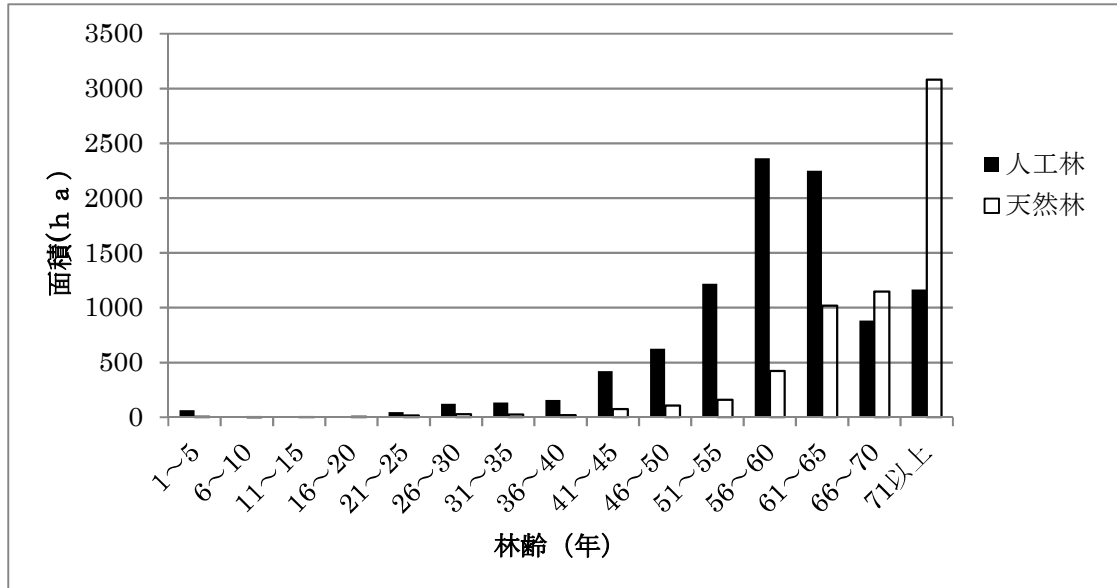
① 伐期を迎える森林の取り扱い

森林の林齢構成を見ると、人工林は56年生から60年生、天然林は71年生以上生に大きな偏りを見せています。スギやカラマツの標準伐期齢が40年であることから、多くの森林が伐期を迎え、利用できる大きさに達しているといえます。

近年は木質バイオマス燃料として木材の需要が高まっているものの、全体的な木材価格は依然として低迷しており、森林を伐採しても植栽を行う経費の捻出が難しいことから、多くの森林は長伐期化によって適切な間伐による密度調整を行いながら伐採の時期を待つという状況にあります。立木の多くは利用可能な大きさに成長しているため、木材を利用する搬出間伐を中心とした施業が期待されますが、立木の成長が思わしくない

森林や搬出が困難な森林においては、引き続き切り捨て間伐による保育が必要となります。なお、主伐にあたっては中・長期的な視野に立った計画的な実施が望まれます。

【民有林の林齢構成グラフ】



② 集約化による効率的な森林整備の推進

木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や世代交代によって、森林・林業に対する関心は依然として低い状況です。また、本市では一人の森林所有者が所有している森林の面積が小さい傾向にあるため、効率的な森林施業が困難となっています。特に林内路網の開設や、高性能林業機械を用いた搬出間伐や主伐を行うためには、まとまった面積の森林で施業を行う必要があります。

そのため、本市が構築に取り組んでいる「森林情報整備システム」などを活用し、森林の集約化や森林経営計画の作成を推進するとともに、高性能林業機械の導入や林内路網の整備を進める必要があります。

③ 災害に強い森林づくり

本市では山沿いや中山間地に多数の住民が生活しています。近年は集中豪雨が頻発する傾向があり、山地災害に強い森林の整備が必要となっています。特に、檜川地区は、地形も急峻で山地災害の防止にも留意すべき森林であるため、森林整備保全重点地域として、重点的に森林の整備及び保全を図ります。

④ 水源の確保

信濃川水系最上流の水源地帯として水源かん養を主とする檜川地区は、流域に県営奈良井ダムも建設され、県水道事業（松塩水道用水）から供給を受けている本市を始め下流域の松本市の重要な水源であることから、水源かん養能力の高い豊かな土壌を

育む森林の整備が求められています。

⑤ 多様なニーズに対応した森林整備

近年は、木材生産や災害の防止だけでなく生物多様性の確保、景観の向上、自然とのふれあいなど、市民が森林に求めるものが多様化・高度化しています。

特に、片丘・洗馬地区は、県施設の林業総合センターや体験学習の森、高ボッチ高原など、市民に身近な森林として多様な森林の機能への理解と、森林づくりへの参加や啓発などの場としての利用促進を図る必要があります。

洗馬・宗賀・北小野地区は、アカマツ人工林が主体の森林も多いことから、マツタケの生産が盛んであり、発生循環整備を主体とした整備を図ります。

また、奈良井川沿いの森林はミズナラ、クリ、カエデ、トチノキ、ハウノキ、カツラ、エンジュ、キハダ等の有用広葉樹の多い林分であり、積極的な除間伐等の保育を実施し、木曽地区特産の木工用、漆工芸用、家具用、建築用材としての活用を目指すとともに、特にキハダは木曽特産の百草の原料、またウルシも地場産業である漆工芸の原料であることから、適地には栽培を奨励し大切に生育を図る必要があります。

⑥ 荒廃農地の森林化

森林化する荒廃農地が増加しており、日照の障害や有害鳥獣の隠れ家となるなどの問題が発生しています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
塩尻、片 丘、洗馬、 宗賀北小 野、檜川	保水力のある広葉樹を 軸とした針広混交林など 多様な森林の構築	未達成	誘導	水資源の保全に 大きな役割を果た している広葉樹へ の誘導・育成。景 観整備に配慮した 里山整備や複層 林施業など自然環 境保全に考慮した 森林整備の推進。	優良かつ豊富な水道水源 であり、将来に渡って安心 で安定した水源の保全が 必要であるため。
片丘、洗 馬、檜川	市民が森林とふれあい、 森林の有する多面的機 能を理解し、享受できる 場としての活用。	未達成	誘導	高ボッチひょうたん 池周辺、檜川地区 の信濃路自然歩 道中山道ルート の維持管理等の整 備。	周辺の森林を含め景観を 重視した整備を推進する必 要性があるため。
檜川	生活環境の保全や森林 と人とのふれあいの場づ くりの構築。	未達成	誘導	景観の保全、騒音 の防止、暴風雪、 大気の浄化などの 生活環境の保全な どを重点として地 域で活躍する森林 団体とともに共に 森林施業を推進す る。	奈良井宿、贄川宿周辺の 森林は、集落、国道、鉄道 等に隣接または介在してお り、特に生活環境、自然休 養に留意する必要がある地 域であるため。
洗馬、宗 賀、北小野	マツタケ等地域特産物 の安定的な生産維持を 図るための森林環境整 備の推進。	未達成	誘導	地域の特産物の 生産維持を図るた め、財産区などが 中心となり森林整 備を推進する。	マツタケの発生も多いこと から安定的な生産維持を図 るための発生環境整備が 必要であるため。

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能
かん 水源涵養
山地災害防止/土壌保全
快適環境形成
保健・レクリエーション
文 化
生物多様性保全
木材生産機能維持増進

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

県及び関係機関と十分な連携のもと、期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理署、県、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおりに定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹 種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
------------	---

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したのものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	塩尻市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は松本地域振興局 市認定計画は塩尻市)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

第2 造林

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定めます。加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、長野県松本地域振興局の林業普及指導員や塩尻市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	

	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、自然条件、既往の造林方法等を勘案し、長野県松本地域振興局の林業普及指導員や塩尻市の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
ス ギ	中庸仕立て	3, 000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3, 000本	
アカマツ	中庸仕立て	3, 000本	
カラマツ	中庸仕立て	2, 300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3, 000本	
広葉樹	中庸仕立て	3, 000本	

注) 上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬及び10月下旬～11月下旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ科)	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考としました。)

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹 種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するお おむねの限界根元直径(参考)
ぼう 芽 更 新 樹 種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

植込み	更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。（必要な場合は、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。）

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5 プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。

なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。（また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。）

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、松本地域森林計画書の表 3-10 ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。

更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。
-----------	---

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

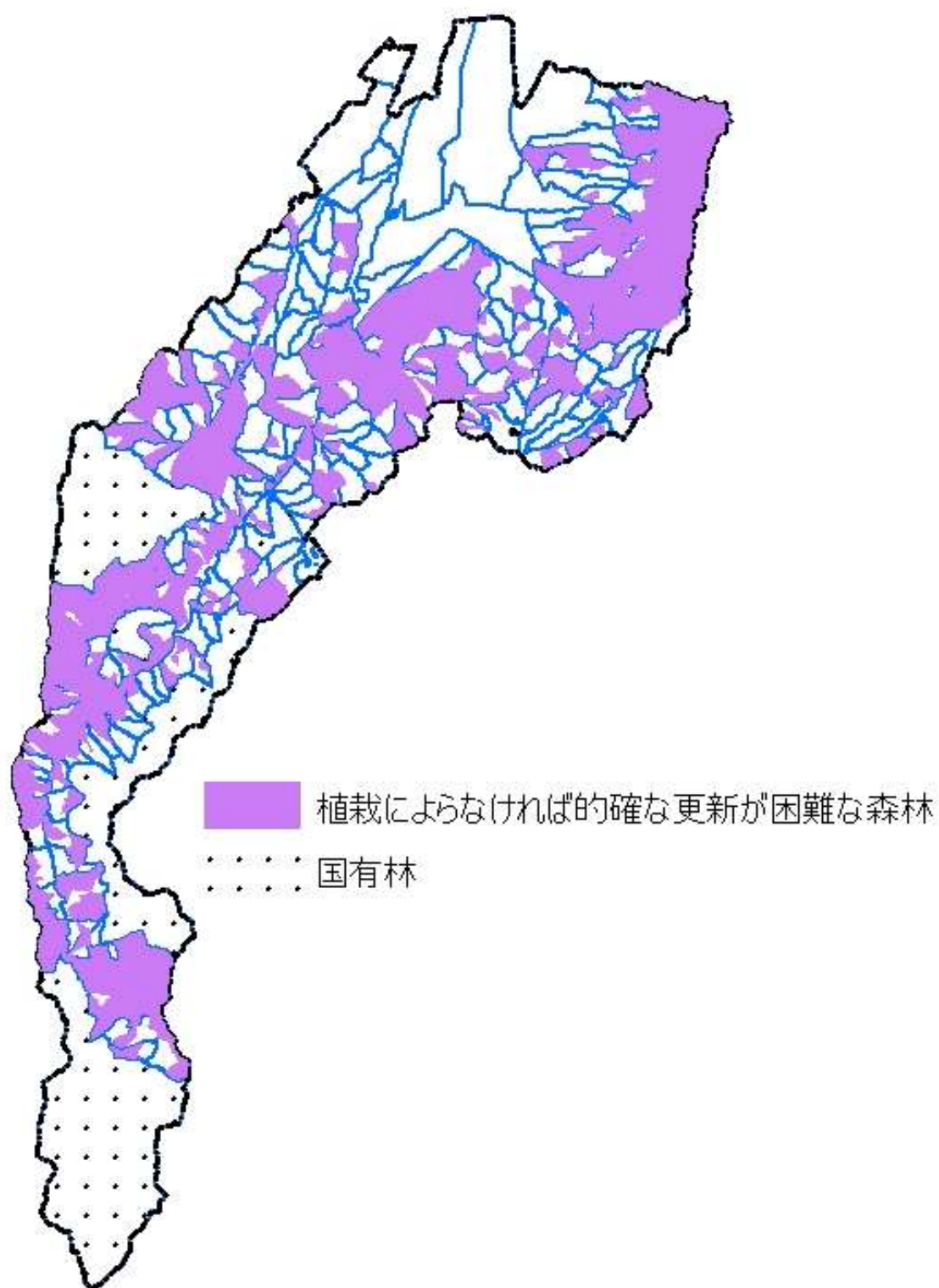
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号 林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積 (ha)	備 考
1 ト, 2 イ, 2 ロ, 2 ハ, 2 ニ, 2 ホ, 3 イ, 3 ロ, 4 ロ, 4 ハ, 5 ロ, 5 ハ, 5 ニ, 5 ト, 6 イ, 6 ハ, 6 ニ, 6 ホ, 6 ヘ, 7 イ, 8 イ, 8 ロ, 8 ハ, 8 ニ, 8 ホ, 8 ヘ, 9 イ, 9 ロ, 10 イ, 11 イ, 11 ロ, 11 ハ, 12 イ, 12 ロ, 12 ハ, 12 ニ, 12 ホ, 13 イ, 13 ロ, 13 ハ, 13 ニ, 13 ホ, 14 イ, 14 ロ, 14 ハ, 15 ロ, 15 ハ, 16 ハ, 16 ニ, 17 イ, 18 イ, 18 ロ, 18 ハ, 18 ニ, 19 イ, 19 ロ, 19 ハ, 19 ニ, 19 ホ, 20 イ, 20 ロ, 20 ニ, 21 ロ, 21 ハ, 21 ニ, 22 ハ, 22 ニ, 23 ハ, 24 ロ, 25 ハ, 25 ニ, 27 ロ, 27 ニ, 28 ハ, 28 ニ, 29 イ, 29 ヘ, 30 イ, 31 イ, 32 イ, 32 ロ, 32 ハ, 32 ニ, 32 ホ, 33 イ, 33 ロ, 33 ハ, 34 ニ, 34 ホ, 35 ロ, 36 ハ, 36 ニ, 37 イ, 37 ロ, 38 イ, 38 ニ, 38 ホ, 42 イ, 43 ロ, 43 ハ, 44 ロ, 44 ハ, 44 ニ, 44 ヘ, 44 ト, 46 ロ, 47 ヘ, 48 ハ, 49 イ, 50 イ, 51 イ, 51 ロ, 51 ハ, 51 ニ, 52 イ, 52 ロ, 52 ハ, 52 ニ, 53 イ, 53 ハ, 54 イ, 55 イ, 55 ロ, 66 ロ, 66 ハ, 66 ホ, 67 イ, 68 ホ, 68 ヘ, 69 イ, 70 ハ, 71 イ, 80 ニ, 80 ホ, 80 ヘ, 80 リ, 81 ロ, 81 ハ, 82 ハ, 83 イ, 83 ロ, 83 ハ, 83 ニ, 84 イ, 84 ロ, 85 イ, 85 ロ, 85 ハ, 85 ニ, 85 ホ, 86 イ, 86 ロ, 87 イ, 88 イ, 88 ロ, 88 ニ, 88 ホ, 89 ロ, 89 ハ, 89 ニ, 91 イ, 91 ニ, 92 イ, 92 ロ, 92 ハ, 93 イ, 93 ロ, 93 ハ, 94 イ, 95 イ, 95 ロ, 96 イ, 98 イ, 98 ニ, 99 ハ, 100 イ, 103 イ, 103 ロ, 106 イ, 107 ロ, 107 ハ, 108 イ, 108 ロ, 108 ハ, 108 ニ, 109 イ, 109 ロ, 109 ハ, 109 ニ, 110 イ, 110 ロ, 110 ハ, 111 イ, 111 ロ, 111 ハ, 111 ニ, 111 ホ, 111 ヘ, 112 ロ, 112 ハ, 112 ニ, 113 ハ, 113 ニ, 114 イ, 114 ロ, 114 ハ, 114 ホ, 114 ヘ, 115 ハ, 115 ホ, 115 ヘ, 116 イ, 116 ロ, 116 ハ, 116 ニ, 117 イ, 117 ロ, 117 ハ, 117 ニ, 118 イ, 119 イ, 119 ロ, 119 ハ, 119 ニ, 120 イ, 120 ロ, 120 ハ, 121 イ, 121 ロ, 122 イ, 122 ハ, 123 イ, 123 ロ, 124 ヘ, 125 イ, 127 ヘ, 128 ニ, 130 ヘ, 131 イ, 131 ハ, 131 ニ, 132 イ, 132 ハ, 133 イ, 133 ロ, 136 ハ, 138 イ, 138 ハ, 138 ニ, 139 ニ, 140 ハ, 143 イ, 143 ハ, 144 ハ, 144 ホ, 144 ト, 144 リ, 144 ヌ, 145 イ, 145 ロ, 145 ハ, 145 ニ, 145 ホ, 146 ロ, 147 イ, 148 ロ, 150 イ, 150 ハ, 150 チ, 151 ハ, 152	8869.95	アカマツ等天 然更新可能と 判断される場 合を除く

イ, 152 ロ, 152 ホ, 153 イ, 153 ロ, 153 ハ, 154 イ, 154 ロ, 154 ハ, 154 ニ, 156 ニ, 157 イ, 159 イ, 162 イ, 162 ロ, 167 ロ, 168 イ, 169 ハ, 169 ニ, 1001 イ, 1001 ロ, 1001 ハ, 1002 イ, 1002 ロ, 1002 ハ, 1002 ニ, 1002 ホ, 1003 ハ, 1003 ニ, 1004 ヘ, 1005 ニ, 1005 ホ, 1005 ヘ, 1005 ト, 1005 チ, 1006 イ, 1006 ロ, 1006 ハ, 1007 イ, 1007 ロ, 1007 ハ, 1007 ニ, 1007 ホ, 1008 ロ, 1009 イ, 1009 ハ, 1009 ニ, 1009 ホ, 1010 イ, 1010 ロ, 1010 ハ, 1010 ト, 1010 チ, 1011 イ, 1011 ロ, 1011 ハ, 1011 ヘ, 1012 イ, 1012 ロ, 1012 ニ, 1012 ホ, 1013 イ, 1013 ロ, 1013 ハ, 1013 ニ, 1013 ホ, 1013 ヘ, 1014 イ, 1014 ロ, 1014 ハ, 1014 ニ, 1014 ホ, 1014 ヘ, 1015 ニ, 1015 ホ, 1015 ト, 1016 イ, 1016 ロ, 1016 ハ, 1016 ニ, 1016 ホ, 1017 イ, 1017 ロ, 1017 ハ, 1017 ニ, 1017 ホ, 1018 ロ, 1019 ハ, 1019 ニ, 1019 ホ, 1020 イ, 1020 ホ, 1021 イ, 1021 ロ, 1021 ハ, 1021 ニ, 1022 イ, 1022 ロ, 1022 ハ, 1022 ホ, 1022 ヘ, 1023 イ, 1023 ロ, 1024 イ, 1024 ロ, 1024 ハ, 1024 ニ, 1024 ホ, 1024 ヘ, 1024 ト, 1024 チ, 1024 リ, 1024 ヲ, 1025 イ, 1025 ロ, 1025 ハ, 1027 イ, 1028 イ, 1028 ロ, 1028 ハ, 1028 ホ, 1029 イ, 1029 ニ, 1029 ホ, 1030 イ, 1030 ハ, 1030 ニ, 1030 ホ, 1031 イ, 1031 ニ, 1031 ホ, 1032 ヘ, 1032 チ, 1033 イ, 1035 イ, 1035 ハ, 1035 ニ, 1035 ホ, 1035 ヘ, 1036 ハ, 1037 ヌ, 1038 ホ, 1039 イ, 1039 ハ, 1040 イ, 1040 ロ, 1042 ホ, 1042 ヘ, 1042 ト, 1042 リ, 1043 イ, 1043 ロ, 1043 ハ, 1043 ニ, 1043 ホ, 1043 ヘ, 1046 イ, 1046 ホ, 1047 イ, 1047 ハ, 1047 ニ, 1047 ホ, 1047 ヘ, 1050 ニ, 1051 イ, 1051 ロ, 1051 ハ, 1052 ニ, 1054 ハ, 1054 ニ, 1055 ハ, 1055 ニ, 1056 ロ, 1056 ハ, 1056 ニ, 1056 ホ, 1057 イ, 1057 ロ, 1057 ハ, 1058 ト, 1059 ロ, 1059 ハ, 1059 ヘ, 1060 ヘ, 1061 イ, 1061 ヘ, 1061 ト, 1061 チ, 1061 リ, 1061 ヌ, 1062 ハ, 1063 イ, 1063 ロ, 1063 ヘ, 1064 イ, 1064 ロ, 1064 ハ, 1064 ニ, 1064 ホ, 1065 イ, 1065 ハ, 1065 ニ, 1065 ホ, 1065 ヘ, 1065 ト, 1065 チ, 1065 リ, 1065 リ, 1066 イ, 1066 ロ, 1066 ハ, 1066 ニ, 1067		
--	--	--

ニ, 1068 イ, 1068 ホ, 1069 イ, 1069 ニ, 1070 ヘ, 1070 ト, 1070 チ, 1070 リ, 1071 イ, 1071 ロ, 1071 ハ, 1071 ホ, 1072 イ, 1073 イ, 1074 イ, 1074 ロ, 1075 イ		
---	--	--

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ	標準	2,300	19	31	53	-	-	-

(地位級Ⅳ)			(39%)	(39%)	(37%)			
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

これまでに間伐が充分に実施されていない森林など、標準的な状況にない森林については、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1 列伐採、2 列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1 回目) 6 月上旬～ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬～ 8 月下旬	2 年生～ 10 年生	年 1～ 2 回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの 1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年 2 回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の被害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11 月～5 月	11 年生～ 30 年生	最大 8m までに必要回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5 月～7 月 (9 月～3 月)	11 年生～ 25 年生	1 回～ 2 回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6 月上旬～ 7 月上旬	11 年生～ 30 年生	必要に応じて 2～3 回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成 24 年 8 月 28 日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

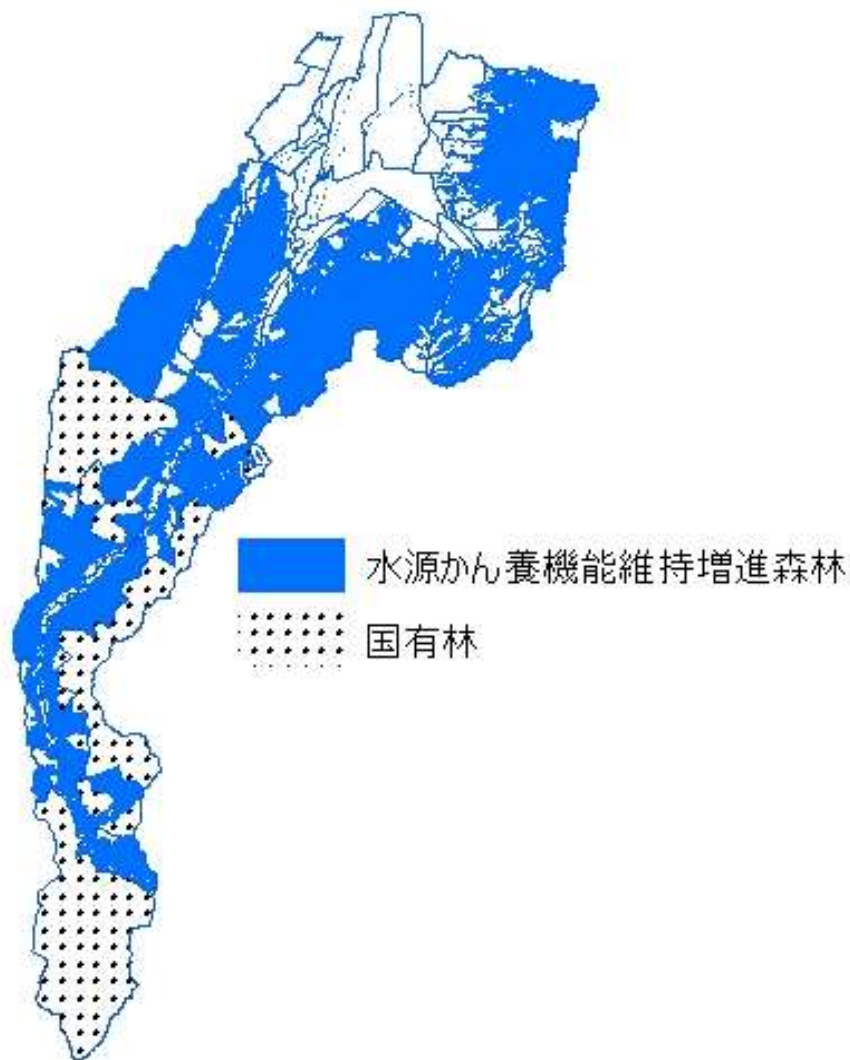
公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止 機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源^{かん}涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。



イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

- (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林



② 快適環境形成機能維持増進森林



③ 保健文化機能維持増進森林



イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によつては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の 森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。



(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。」
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採 方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木 材積		伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,2 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,3 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,4 イ,ロ,ハ,5 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ト,6 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,7 イ,8 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,9 イ,ロ,10 イ,11 イ,ロ,ハ,12 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,13 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,14 イ,ロ,ハ,15 イ,ロ,ハ,16 イ,ロ,ハ,ニ,17 イ,18 イ,ロ,ハ,ニ,19 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,20 イ,ロ,ハ,ニ,21 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,22 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,23 イ,ロ,ハ,24 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,25 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,26 イ,ロ,ハ,ニ,27 イ,ロ,ハ,ニ,28 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,29 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,30 イ,31 イ,ロ,ハ,ニ,32 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,33 イ,ロ,ハ,ニ,34 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,35 イ,ロ,ハ,ニ,36 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,37 イ,ロ,38 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,39 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,40 イ,ロ,ハ,ホ,41 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,42 イ,ロ,ハ,ニ,43 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,44 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,45 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,46 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,47 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,48 イ,ロ,ハ,ニ,49 イ,50 イ,51 イ,ロ,ハ,ニ,52 イ,ロ,ハ,ニ,53 イ,ロ,ハ,54 イ,55 イ,ロ,58 イ,ハ,ニ,ホ,59 イ,ロ,ハ,60 イ,63 イ,64 イ,ロ,ハ,65 イ,ロ,ハ,66 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,67 イ,ロ,ハ,ニ,68 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,69 イ,70 イ,ロ,ハ,ニ,71 イ,ロ,ハ,ニ,72 イ,ロ,ハ,ニ,73 イ,ロ,74 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,75 イ,ロ,ハ,76 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,77 イ,ロ,ハ,ニ,78 イ,ロ,ハ,79 イ,ロ,ハ,ニ,80 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,81 イ,ロ,ハ,82 イ,83 イ,ロ,ハ,ニ,84 イ,ロ,85 イ,ホ,86 イ,ロ,ハ,87 イ,87 イ,ロ,88 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,89 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,90 イ,ロ,ハ,91 イ,ロ,ハ,ニ,92 イ,ロ,ハ,93 イ,ロ,ハ,94 イ,ロ,95 イ,ロ,96 イ,97 イ,ロ,ハ,98 イ,ロ,ハ,ニ,99 イ,ロ,ハ,100 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,101 イ,ロ,ハ,102 イ,ロ,ハ,103 イ,ロ,ハ,ニ,104 イ,ロ,ハ,ニ,105 イ,ロ,ハ,ニ,106 イ,ロ,107 イ,ロ,ハ,108 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,109 イ,ロ,ハ,ニ,110 イ,ロ,ハ,111 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,112 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,113 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,114 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,115 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,116 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,117 イ,ロ,ハ,ニ,118 イ,ロ,ハ,ニ,119 イ,ロ,ハ,ニ,120 イ,ロ,ハ,121 イ,ロ,122 イ,ロ,ハ,123 イ,ロ,124 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,125 イ,ロ,ハ,ニ,126 イ,ロ,ハ,ニ,127 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,128 イ,ロ,ハ,ニ,129 イ,ロ,130 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,131 イ,ニ,132 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,133 イ,ロ,ハ,134 イ,ロ,ハ,135 イ,ロ,ハ,136 イ,ロ,ハ,137 イ,ロ,138 イ,ロ,ハ,ニ,139 イ,ロ,ハ,ニ,140 イ,ロ,ハ,ニ,141 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,142 イ,ロ,ハ,143 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,144 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,145 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,146 イ,ロ,ハ,ニ,147 イ,ロ,148 イ,ロ,ハ,149 イ,ロ,ハ,150 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,151 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,152 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,153 イ,ロ,ハ,ニ,154 イ,ロ,ハ,ニ,155 イ,ロ,ハ,ニ,156 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,157 イ,ロ,ハ,ニ,158 イ,ロ,ハ,ニ,159 イ,ロ,ハ,160 イ,161 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,162 イ,ロ,ハ,163 イ,ロ,ハ,164 イ,ロ,ハ,165 イ,ロ,ハ,ニ,166 イ,ロ,ハ,167 イ,ロ,ハ,168 イ,169 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1068 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1069 イ,ロ,ハ,ニ,1070 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ	10067.37

※水源涵(かん)養機能維持増進森林の内、伐期の延長を推進すべき森林のみ記載。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		

	長伐期施業を推進すべき森林	6ホ,12ロ,32ニ,ホ,82イ,ロ,ハ,83イ,ロ,ハ,84イ,ロ,85イ,ロ,ハ,ニ,ホ,109ロ,111ニ,ホ,123ロ,129ロ,131イ,ロ,ハ,ニ,139イ,143イ,144リ,又,1022ロ,ハ,1029ハ,1030イ,1038ホ,へ,1044ロ,1045ト,1047ト,チ	643.88
快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林	1001イ～1067ホ、1071イ～1075イ	4,441.22
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林	40イ,ニ,54イ,55ロ	91.44
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		

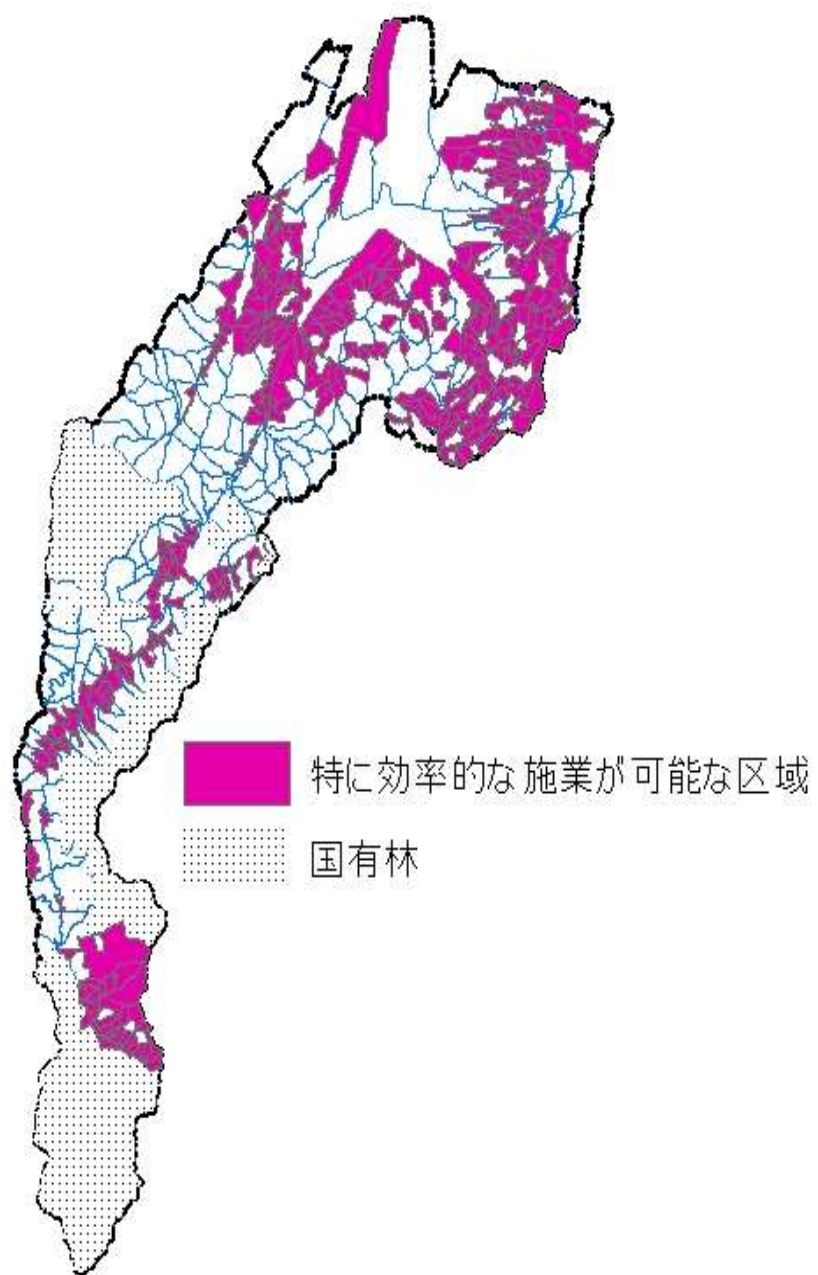
※別表2の公益的機能別森林のうち長伐期施業を推進すべき森林は重複する。

【別表3】

区分	公益的機能との重複	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林	なし	皆伐	18イ,78イ,111イ,157ハ,1002ホ,1004ヘ,1005チ,1058ト,1059ヘ,1061ヌ,1065リ,1066ニ,1071ホ,1072イ,1074ロ,1075イ	716.97
	かん 水源涵養	伐期の延長	1イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,2イ,ロ,ハ,ニ,ホ,3イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,4イ,ロ,ハ,5イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ト,6イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,7イ,8イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,9イ,ロ,10イ,11イ,ロ,ハ,12イ,ロ,ハ,ニ,ホ,13イ,ロ,ハ,ニ,ホ,14イ,ロ,ハ,15イ,ロ,ハ,16イ,ロ,ハ,ニ,17イ,18イ,ロ,ハ,ニ,19イ,ロ,ハ,ニ,ホ,20イ,ロ,ハ,ニ,21イ,ロ,ハ,ニ,ホ,22イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,23イ,ロ,ハ,24イ,ロ,ハ,ニ,ホ,25イ,ロ,ハ,ニ,ホ,26イ,ロ,ハ,ニ,27イ,ロ,ハ,ニ,28イ,ロ,ハ,ニ,ホ,29イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,30イ,31イ,ロ,ハ,ニ,32イ,ロ,ハ,ニ,ホ,33イ,ロ,ハ,ニ,34イ,ロ,ハ,ニ,ホ,35イ,ロ,ハ,ニ,36イ,ロ,ハ,ニ,ホ,37イ,ロ,38イ,ロ,ハ,ニ,ホ,39イ,ロ,ハ,ニ,ホ,40ロ,ハ,ホ,41イ,ロ,ハ,ニ,ホ,42イ,ロ,ハ,ニ,43イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,44イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,45イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,46イ,ロ,ハ,ニ,ホ,47イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,48イ,ロ,ハ,ニ,49イ,50イ,51イ,ロ,ハ,ニ,52イ,ロ,ハ,ニ,53イ,ロ,ハ,54イ,55イ,ロ,58イ,ハ,ニ,ホ,59イ,ロ,ハ,60イ,63イ,64イ,ロ,ハ,65イ,ロ,ハ,66イ,ロ,ハ,ニ,ホ,67イ,ロ,ハ,ニ,68イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,69イ,70イ,ロ,ハ,ニ,71イ,ロ,ハ,ニ,72イ,ロ,ハ,ニ,73イ,ロ,74イ,ロ,ハ,ニ,ホ,75イ,ロ,ハ,76イ,ロ,ハ,ニ,ホ,77ロ,ハ,ニ,78イ,ロ,ハ,79イ,ロ,ハ,ニ,80イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,81イ,ロ,ハ,82イ,83ニ,84イ,ロ,85イ,ホ,86イ,ロ,ハ,87イ,ロ,88イ,ロ,ハ,ニ,ホ,89イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,90イ,ロ,ハ,91イ,ロ,ハ,ニ,92イ,ロ,ハ,93イ,ロ,ハ,94イ,95イ,ロ,96イ,97イ,ロ,ハ,98イ,ロ,ハ,ニ,99イ,ロ,ハ,100イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,101イ,ロ,ハ,102イ,ロ,ハ,103イ,ロ,ハ,ニ,104イ,ロ,ハ,ニ,105イ,ロ,ハ,ニ,106イ,ロ,107イ,ロ,ハ,108イ,ロ,ハ,ニ,ホ,109イ,ロ,ハ,ニ,110イ,ロ,ハ,111イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,112イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,113イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,114イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,115イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,116イ,ロ,ハ,ニ,ホ,117イ,ロ,ハ,ニ,118イ,ロ,ハ,ニ,119イ,ロ,ハ,ニ,120イ,ロ,ハ,121イ,ロ,122イ,ロ,ハ,123イ,ロ,124イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,125イ,ロ,ハ,ニ,126イ,ロ,ハ,ニ,127イ,ロ,ホ,ヘ,チ,128イ,ロ,ハ,ニ,129イ,ロ,130イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,131イ,ニ,132イ,ロ,ハ,ニ,ホ,133イ,ロ,ハ,134イ,ロ,ハ,135イ,ロ,ハ,136イ,ロ,ハ,137イ,ロ,138イ,ロ,ハ,ニ,139イ,ロ,ハ,ニ,140イ,ロ,ハ,ニ,141ロ,ハ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,142イ,ロ,ハ,143イ,ロ,ハ,ニ,ホ,144イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,145イ,ロ,ハ,ニ,ホ,146イ,ロ,ハ,ニ,147イ,ロ,148イ,ロ,ハ,149イ,ロ,ハ,150イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,151イ,ロ,ハ,ニ,ホ,152イ,ロ,ハ,ニ,ホ,153イ,ロ,ハ,ニ,154イ,ロ,ハ,ニ,155イ,ロ,ハ,ニ,156イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,157イ,ロ,ハ,ニ,158イ,ロ,ハ,ニ,159イ,ロ,ハ,160イ,161ロ,ハ,ニ,ホ,162イ,ロ,ハ,163イ,ロ,ハ,164イ,ロ,ハ,165イ,ロ,ハ,ニ,166イ,ロ,ハ,167イ,ロ,ハ,168イ,169イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1068イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1069イ,ロ,ハ,ニ,1070イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ	8496.7
	山地災害防止/ 土壌保全	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業	6ホ,12ロ,32ニ,ホ,82イ,ロ,ハ,83イ,ロ,ハ,84イ,ロ,85イ,ロ,ハ,ニ,ホ,109ロ,111ニ,ホ,123ロ,129ロ,131イ,ロ,ハ,ニ,139イ,143イ,144リ,ヌ, 1022ロ,ハ,1029ハ,1030イ,1038ホ,ヘ,1044ロ,1045ト,1047ト,チ	572.02
	快適環境形成	複層林施業		

		択伐による複層林施業		
		長伐期施業	1001 イ,ロ,ハ,1002 イ,ロ,ハ,ニ,1003 イ,ロ,ハ,ニ,1004 ロ,ハ,ニ,1005 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,1006 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1007 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1008 イ,ロ,ハ,ニ,1009 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1010 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,1011 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1012 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1013 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1014 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1015 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,1016 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1017 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1018 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1019 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1020 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1021 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1022 イ,ニ,ホ,ヘ,1023 イ,ロ,1024 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル,ヲ,1025 イ,ロ,ハ,1026 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1027 イ,ロ,1028 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,1029 イ,ロ,ニ,ホ,1030 ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1031 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1032 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,1033 イ,ロ,ハ,ニ,1034 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1035 イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1036 イ,ロ,ハ,ニ,1037 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,1037 ヌ,1038 イ,ロ,ハ,ニ,1039 イ,ロ,ハ,ニ,1040 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1041 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1042 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,1043 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1044 イ,ハ,1045 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1046 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1047 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1048 イ,ロ,ハ,ニ,1049 ロ,ハ,ニ,ホ,1050 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,1051 イ,ロ,ハ,1052 イ,ロ,ハ,ニ,1053 ハ,ニ,ホ,1054 ロ,ハ,ニ,1055 ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,1056 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,1057 イ,ロ,ハ,ニ,1058 イ,ロ,ハ,ホ,1059 イ,ロ,ハ,ニ,1060 イ,ロ,ハ,ヘ,ト,1061 イ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,1062 イ,ロ,ハ,1063 イ,ロ,ホ,ヘ,1064 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1065 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,1066 イ,ロ,ハ,1067 イ,ロ,ハ,ニ,ホ,1071 イ,ロ,ハ,ニ,1072 イ,1073 イ,1074 イ	2632.88
	保健文化	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業	40 イ,ニ,54 イ,55 ロ	79.62
	その他公益的機能	複層林施業		
		択伐による複層林施業		
		長伐期施業		

	特に効率的な 施業が可能な 区域	皆伐 ※人工林に ついては、原 則として、主 伐後には植 栽による更新 を行うこと。 (アカマツ等 天然更新可 能と判断され る場合を除く)	1ニ,1ト,2ロ,2ハ,2ニ,2ホ,3イ,4イ,4ロ,5ロ,5ハ,5ホ,5ト,6イ,6ハ,6 ホ,6ヘ,10イ,12ロ,12ハ,12ニ,12ホ,13ロ,13ハ,13ニ,14イ,14ロ,14 ハ,15イ,15ロ,16ロ,16ニ,17イ,18イ,18ロ,18ハ,19ロ,19ハ,19ニ,20 イ,20ロ,20ハ,20ニ,21イ,21ロ,21ハ,21ニ,22イ,22ロ,22ハ,22ニ,22 ホ,22ヘ,23ハ,24イ,24ロ,25ハ,25ホ,26ニ,27イ,28ホ,29ヘ,31イ,32 ロ,33イ,33ロ,33ニ,34ニ,35イ,35ロ,36ロ,36ニ,37イ,37ロ,38イ,38 ハ,38ニ,38ホ,39ニ,39ホ,40イ,40ニ,41イ,41ハ,41ニ,41ホ,42イ,42 ロ,42ハ,43イ,43ハ,43ニ,43ホ,43ヘ,44ロ,44ハ,44ニ,44ホ,44ヘ,44 ト,45ニ,45ホ,45ヘ,46イ,46ハ,46ホ,47イ,47ハ,47ホ,47ヘ,48ハ,48 ニ,51ニ,52イ,52ロ,52ハ,52ニ,53イ,53ハ,59ロ,59ハ,63イ,65ハ,66 ロ,66ハ,67ロ,67ハ,67ニ,68イ,68ロ,68ホ,69イ,70イ,70ロ,70ハ,70 ニ,71イ,71ロ,71ハ,71ニ,72イ,72ロ,72ハ,72ニ,73イ,73ロ,74イ,74 ロ,74ハ,74ニ,74ホ,75イ,75ロ,75ハ,76イ,76ロ,76ハ,76ニ,76ホ,77 ニ,78ロ,80イ,80ロ,80ハ,80ニ,80ヘ,80チ,80リ,83ニ,103イ,105 ニ,106ロ,107イ,107ロ,107ハ,108イ,108ロ,108ハ,108ニ,108ホ,109 イ,110イ,110ロ,110ハ,111イ,111ロ,111ハ,111ニ,111ホ,111ヘ,112 ロ,112ホ,113ロ,114イ,114ロ,114ハ,115イ,115ロ,115ヘ,116イ,116 ロ,118イ,119イ,119ロ,119ニ,120イ,120ハ,121イ,122イ,123イ,123 ロ,124イ,138ロ,139ニ,143ハ,143ニ,143ホ,144ト,145イ,145ロ,146 ハ,146ニ,148ロ,148ハ,149イ,149ロ,150イ,151ハ,151ホ,153イ,154 ロ,154ハ,154ニ,155ロ,155ハ,155ニ,156イ,156ロ,156ニ,157イ,157 ロ,158イ,158ロ,158ハ,158ニ,159イ,159ハ,160イ,161ロ,161ホ,162 イ,162ロ,162ハ,163イ,163ロ,164ロ,164ハ,165イ,165ロ,165ハ,166 イ,166ロ,166ハ,167イ,168イ,169イ,169ハ,169ニ,1004ヘ,1005 チ,1007ヘ,1008イ,1009ホ,1010イ,1010チ,1011イ,1011ハ,1017 イ,1017ロ,1018イ,1019ニ,1019ホ,1021イ,1021ハ,1021ニ,1022 イ,1027イ,1028イ,1028ロ,1028ハ,1028ニ,1028ホ,1028ヘ,1028 ト,1029ホ,1030ニ,1038イ,1039イ,1040ロ,1040ハ,1040ニ,1042 イ,1042ホ,1042チ,1043イ,1043ロ,1043ハ,1043ニ,1045ニ,1047 ロ,1047ニ,1047ホ,1047ヘ,1049ニ,1049ホ,1050ロ,1050ニ,1051 イ,1051ロ,1051ハ,1054ハ,1054ニ,1055ハ,1055ニ,1056ロ,1056 ハ,1056ニ,1057ロ,1057ハ,1059ロ,1061ホ,1064イ,1065イ〜リ,1066 イ〜ニ,1067ハ〜ホ,1068イ〜ロ,ニ〜ホ,1069イ〜ニ,1070イ〜ハ,ハ 〜リ,1072イ	4543.38
--	------------------------	--	---	---------



第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市には森林の所有規模 1ha 未満の小規模所有者が多く、さらに森林所有者の高齢化や世代交代が進んでいることから、自ら森林を適正に管理することが困難になっています。

森林施業を計画的かつ効率的に行うため、森林所有者と林業事業体等との長期の施業委託によって森林の経営規模の拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び路線 数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	新設			釜ノ沢	0.40	529		1	
開設	新設			関沢	0.30	109	○	2	
開設	新設			塩松横手	1.00	123		3	
開設	新設			中手山	0.50	86		4	
開設	新設			宮ノ入	0.50	49		5	
開設	新設			相吉勝弦	0.50	80		6	
開設	新設			松井沢	0.50	59		7	
開設	新設			滝ノ沢	0.80	33		8	
開設	新設			桜沢	0.50	538		9	旧檜川村
開設	新設			上原	0.50	60		10	旧檜川村
開設	新設			糠沢	0.50	68		11	旧檜川村
開設	新設			桑崎	0.20	274	○	12	旧檜川村
開設	新設			尻平沢	0.40	131		13	旧檜川村
開設	新設			経ヶ岳	0.40	85		14	旧檜川村
開設	新設			長瀬	0.40	150		15	旧檜川村
開設	新設			橋戸	0.40	46		16	旧檜川村
開設	新設			羽渚	0.40	231		17	旧檜川村
開設	新設			峠山羽渚	1.70	293		18	旧檜川村
開設	改築			片丘南部	1.00	279	○	21	林道
開設	改築			片丘南部	1.88	279	○	21	林業専用道
開設	改築			大塚	1.19	56	○	26	林道
開設	改築			大塚	1.1	50	○	26	林業専用道
拡張	改良			奈良井川	2.00	696	○	19	局部改良 法面保全
拡張	改良			小曾部	0.01	663	○	25	局部改良(橋)
拡張	改良			片丘	0.32	635	○	20	局部改良
拡張	改良			片丘南部	0.50	279	○	21	局部改良 法面保全
拡張	改良			烏川	0.30	329		23	局部改良

拡張	改良			日出塩	0.30	182		22	法面保全
拡張	改良			桑崎	0.20	295	○	12	局部改良 法面保全 旧檜川村
拡張	改良			天照沢	0.20	147		24	局部改良 法面保全 旧檜川村
拡張	改良			釜ノ沢	0.15	529	○	1	
拡張	舗装			奈良井川	1.00	696		19	
拡張	舗装			小曾部	1.20	663	○	25	
拡張	舗装			片丘	3.00	303		20	
拡張	舗装			片丘南部	1.50	279	○	21	
拡張	舗装			桑崎	1.00	274		12	旧檜川村

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

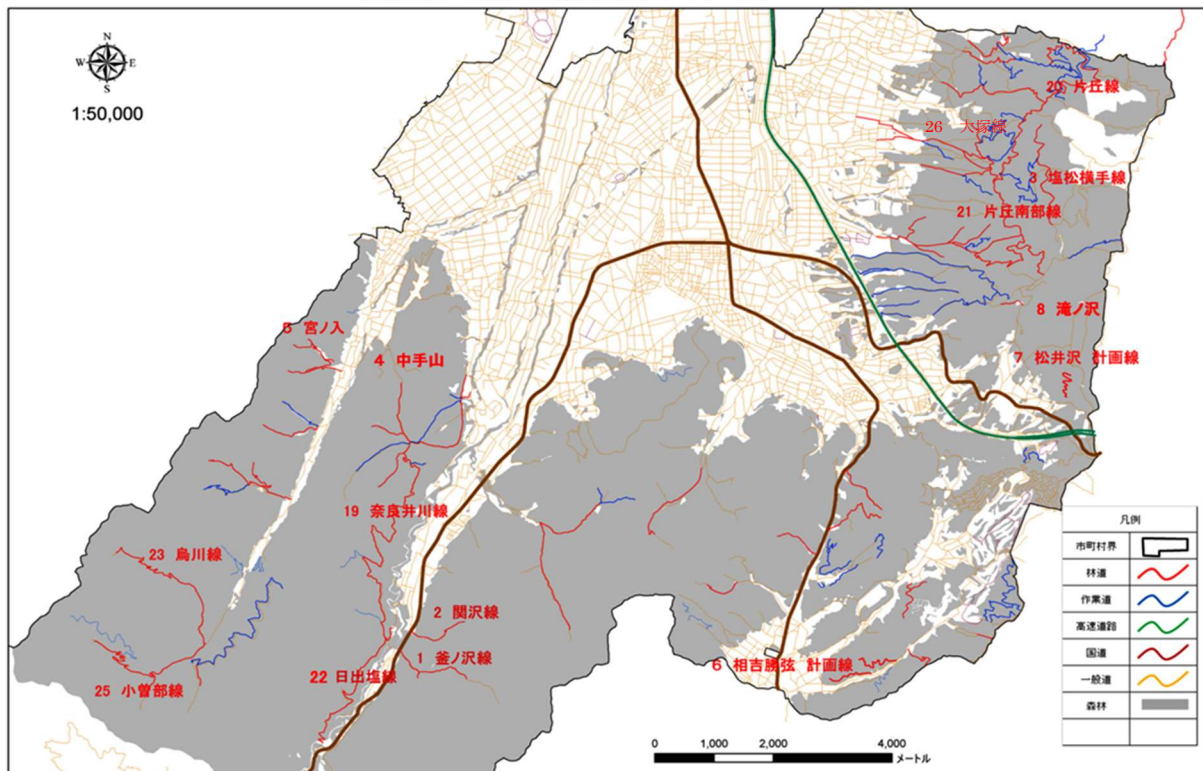
規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

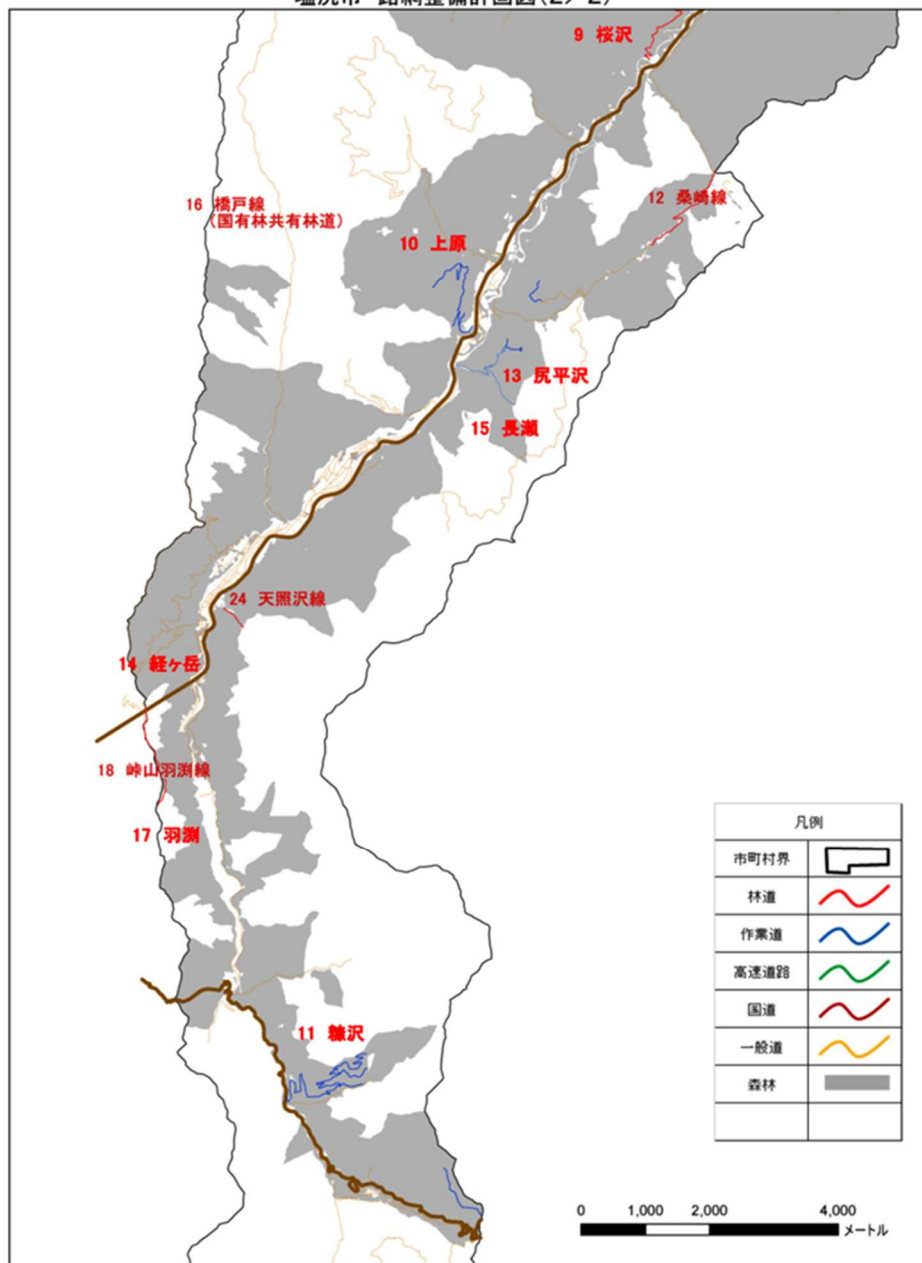
細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

塩尻市 路網整備計画図(1/2)



塩尻市 路網整備計画図(2/2)



第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ(1)
造 材		チェーンソー プロセッサ(1)	チェーンソー プロセッサ(2) ハーベスタ(1)
集 材		フォワーダ(1) タワーヤーダ(1)	フォワーダ(2) タワーヤーダ(2) スイングヤーダ(1) スキッダ(1) グラップル付トラック(2)
造 林 保育等	地拵え、下刈り	チェーンソー 刈払い機	チェーンソー 刈払い機
	枝打ち	人力	人力 リモコン自動枝払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

森林資源の成熟に伴い、今後、間伐材を中心とした地域材の有効利用が期待されています。

平成30年に整備した森林利活用総合拠点施設により、山のお宝ステーション事業で取り扱う薪の一般市民への供給等、林産物の有効的な利活用が行われています。

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表4】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	22,37,41,42,153,155,161,1001～1075	5,803.96



第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換
- ・ ライフライン等保全のための倒木の危険のある立木及び枯損木の伐採

主伐、間伐、更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施します。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

造林地等における食害等を未然に防止するため、電気牧柵の設置、プラスチック製の剥皮防止ネットの効果的な設置及び忌避剤等を使用するものとします。

また、長野県における鳥獣の適切な保護管理を推進するための有害鳥獣駆除及び各種被害対策の充実や策定された「第二種特定鳥獣管理計画」を実施するものとします。

特にニホンジカについては、個体数の増加とともに被害の増加も見込まれることから、被害防止に向けた調査と適切な被害対策を図り、関係機関と連携する中で個体数調整を実施します。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防対策として、初期消火用器具などの配備を行うほか、保安林地域及びその他の森林で、リクレーシヨンのための利用者が多く山火事の被害が多発する恐れがある地域を対象に、森林被害の未然防止を図る事を目的として、松本地域振興局、森林組合、林業関係団体と連携をして、広報活動、パトロールの実施等による普及啓発を行います。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲において火入れを実施する場合は、森林法第21条に基づき市長の許可を受けるとともに、次の条件に従って火入れを実施するものとします。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第 1 項)

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
松くい虫被害森林周辺	樹種転換等により対応

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木 地	竹林	その他	
片丘北釜 5805 番地他 片丘内田山 6114 番地 1 他	40-い・に 54-い、 55-ろ	92	71	18	3	—	—	干害 11.01ha 水かん 15.66ha 水保 64.99ha

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	択伐を原則とします。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。
植 栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保 育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地 区 名	施 設 名
市内全域	林間広場、遊歩道及びこれらに類する既存施設

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

区域設定なし。

(3) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
スギ	18m	
カラマツ	18m	
その他	14m	

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)	設定の理由
旧塩尻市 東	1～58 107～137 146～169 林班	6819.9	松くい虫被害の拡大する旧塩尻市東側について、森林経営計画の作成を促進するため。
旧塩尻市 西	59～106 138～145 林班	3606.55	松くい虫被害の拡大する旧塩尻市西側について、森林経営計画の作成を促進するため。
旧檜川村	1001～1075 林班	5,406.05	重点保全地域に指定されている旧檜川全域について、森林経営計画作成を促進するため。

森林経営計画の区域計画の区域図



2 生活環境の整備

木質バイオマスによる地域資源を活用したエネルギーの自給体制を構築することにより、再生可能エネルギーによる環境への負荷が少ない豊かなライフスタイルの定着を目指し、公共施設だけでなく事業所や一般家庭への普及を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興

特用林産物の生産は、中山間地域の振興、活性化に重要な役割を果たしているが、貿易の自由化による安価な輸入品の増加、優良原木の不足、原木価格の高騰、販売価格の低迷等から生産者の減少など厳しい状況にある。関係機関と密接な連携を図り、生産技術の向上や流通及び需要の拡大に向けて推進します。

本市のマツタケ生産については、アカマツ林の老齢化等の理由から生産量の減少が問題となっていることから、長野県林業総合センターとの連携により発生環境整備事業を地域ぐるみで行うなど、増産に向けたマツタケ山の更新整備を推進します。

4 森林の総合利用の推進

高ボッチ、小曾部清流の森、本山池の権現キャンプ場周辺の森林については、森林とのふれあいの場として期待されていることから、景観等にも配慮した適正な整備を進めることとします。

5 住民参加による森林の整備

地域住民等の参加による植栽、下刈り、除伐作業等の体験事業を実施し、森林整備に対する意識の高揚を図ります。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて森林経営管理制度に基づく事業を計画していくこととします。

7 その他

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等の林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

(2) 森林景観整備に関する事項

本市の国道・県道・市道沿線の個人林は、特に森林整備の遅れが目立っており、このような状況の個人林に対して、間伐、除伐施業を推進し、景観の整備を促進します。

(3) 市有林の整備

本市は、現在人工林を中心に約923haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等へ保育、間伐等を委託し実施することとします。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
(当初) 令和3年2月22日	素案による意見聴取	塩尻市林業振興審議会委員
(第1回変更) 令和4年3月18日		
(第2回変更) 令和5年3月15日		
(第3回変更) 令和6年3月21日		

2 公告・縦覧期間

(当初)	令和3年1月28日	～	令和3年2月26日
(第1回変更)	令和4年2月2日	～	令和4年3月3日
(第2回変更)	令和5年1月25日	～	令和5年2月23日
(第3回変更)	令和6年1月24日	～	令和6年2月22日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
農林課林業振興係	係長	小澤 亮	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
松本地域振興局	林務課普及係	主任森林経営 専門技術員	田淵 千春	

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
塩尻市ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
塩尻市農林課窓口(閲覧)	計画樹立後1ヶ月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総 計			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22 年	67,670	33,533	34,137	9,469	4,827	4,642	10,032	5,296	4,736
	H27 年	67,135	33,347	33,788	8,692	4,396	4,296	9,488	5,044	4,444
	R2 年	66,293	33,078	33,215	8,169	4,224	3,945	9,196	4,848	4,348
構成 比 (%)	H22 年	100	49.6	50.4	13.9	14.4	13.6	14.9	15.8	13.9
	H27 年	100	49.7	50.3	12.9	13.2	12.7	14.0	15.1	13.2
	R2 年	100	49.9	50.1	12.3	12.8	11.9	13.9	14.6	13.1

	年次	30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22 年	14,738	7,641	7,097	17,391	8,763	8,628	16,040	7,006	9,034
	H27 年	13,703	7,184	6,519	16,984	8,627	8,357	18,268	8,096	10,172
	R2 年	12,020	6,362	5,658	17,669	9,053	8,616	19,239	8,591	10,648
構成 比 (%)	H22 年	21.8	22.8	20.8	25.8	26.1	25.3	23.6	20.9	26.4
	H27 年	21.2	21.5	19.3	25.1	25.9	24.7	26.8	24.3	30.1
	R2 年	18.1	19.2	17.0	26.7	27.4	25.9	29.0	26.0	32.1

(出典：国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
実数 (人)	H22 年	35,770	2,973	11,533	20,877
	H27 年	35,371	2,729	11,832	20,716
	R2 年				
構成比 (%)	H22 年	100	8.4	32.6	59.0
	H27 年	100	7.7	33.5	58.7
	R2 年				

(出典：国勢踏査)

2 土地利用

	年次	総土地面積	田	畑	森林	原野	宅地	雑種地	その他
実数 (k ㎡)	H22 年	290.13	11.93	23.17	150.29	16.32	13.21	4.72	70.49
	H27 年	290.18	11.68	22.93	150.94	12.84	13.73	5.72	72.34
	R2 年	290.18	11.20	22.88	154.49	10.18	13.87	6.29	71.27
構成 比 (%)	H22 年	100	4.1	8.0	51.8	5.6	4.6	1.6	24.3
	H27 年	100	4.0	7.9	52.1	4.4	4.7	2.0	24.9
	R2 年	100	3.9	7.9	53.3	3.5	4.8	2.2	24.5

(出典：固定資産概要調書（税務課）)

3 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	456	10～20ha	33	50～100ha	1
1～5ha	106	20～30ha	8	100～500ha	0
5～10ha	72	30～50ha	6	500ha 以上	0
				総数	682

(出典：農林業センサス 2015 年)

4 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		444,733
内 訳	第 1 次産業	3,693
	第 2 次産業	281,395
	第 3 次産業	155,970
	その他	3,675

(出典：市民所得推計 2015 年)

5 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		